その授業料を免除する。また，私立大学の場合は，国立大学の授業料に加え，私立大学の平均授業料の水準を勘案した一定額を加算した額までの対応を図る。１年生に対しては，入学金についても，免除する[67]。

・　また，給付型奨学金については，学生個人に対して支払うこととする。これについては，支援を受けた学生が学業に専念できるようにするため，学生生活を送るのに必要な生活費[68]を賄えるような措置を講じる。在学中に学生の家計が急変した場合も含め対応する。

・　さらに，全体として支援の崖・谷間が生じないよう，住民税非課税世帯に準ずる世帯の子供たちについても，住民税非課税世帯の子供たちに対する支援措置に準じた支援を段階的に行い，給付額の段差をなだらかにする。

・　年収 590 万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化（現行の高等学校等就学支援金の拡充）については，消費税使途変更による，現行制度・予算の見直しにより活用が可能となる財源をまず確保する。（具体的には，平成 29（2017）年度予算ベースで，①住民税非課税世帯については，実質無償化，②年収約 350 万円未満[69]の世帯については，最大 35 万円の支給，③年収約 590 万円未満[70]の世帯については，最大 25 万円の支給ができる財源を確保する。）

・　その上で，消費税使途変更後の平成 32（2020）年度までに，現行制度の平年度化等に伴い確保される財源など，引き続き，政府全体として安定的な財源を確保しつつ，家庭の経済状況にかかわらず，幅広く教育を受けられるようにする観点から，年収 590 万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化を実現する。

・　政策パッケージに充てる 1.7 兆円程度については，幼児教育の無償化等を中心に支出する一方，高等教育への支援については，少子化対策に資する観点から，高額な授業料負担が出生率の向上に関するネックとなっている低所得者層の支援に限定する。

○　その後，平成 30（2018）年６月には，「経済財政運営と改革の基本方針 2018」において，幼児教育の無償化の対象範囲や，高等教育の無償化の具体的措置（支援の対象者や大学等の要件等）について，取りまとめがなされた[71]。

67 国立大学の入学金を上限とした措置とする。
68 他の学生との公平性の観点も踏まえ，社会通念上常識的なものとする。例えば，（独）日本学生支援機構「平成 24 年，26 年学生生活調査」の経費区分に従い，修学費，課外活動費，通学費，食費（自宅外生に限る。），住居・光熱費（自宅外生に限る。），保健衛生費，授業料以外の学校納付金等を計上，娯楽・嗜好費を除く。併せて，大学等の受験料を計上する。
69 市町村民税所得割額が 51,300 円未満をいう。
70 市町村民税所得割額が 154,500 円未満をいう。
71 「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年６月 15 日閣議決定）。

（４）本計画期間における教育投資の方向性

○　平成 30（2018）年度からの本計画の期間においては，Ⅱの「教育をめぐる現状と課題」，Ⅲの「2030 年以降の社会を展望した教育政策の重点事項」，Ⅳの「今後の教育政策に関する基本的な方針」に沿って，関係府省が連携し，所要の施策を推進する必要がある。

（政策パッケージ等に基づく教育費負担軽減の着実な実施）

○　「政策パッケージ」や「経済財政運営と改革の基本方針 2018」に盛り込まれた内容は，Ⅳで述べた「今後の教育政策に関する基本的な方針」の「４．誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する」上で重要な「家計における教育費負担の軽減」の実現に大きく寄与するものであることから，本計画期間においては，その着実な実施が重要な課題であり，必要な制度改正などの取組を行う。

（各教育段階における教育の質の向上）

○　あわせて，来るべき人生 100 年時代や超スマート社会（Society 5.0）の実現などⅢで述べた今後の社会を展望しつつ，世界最高水準の教育を通じた人づくりを推進するためには，就学前教育，義務教育，後期中等教育，高等教育の各段階，さらには，生涯にわたって質の高い学びを重ね，人間の「可能性」を最大化することが必要である。このため，特に，以下のような視点を中心として，各教育段階における教育の質を向上させるために必要な教育投資を確保する必要がある。

○　初等中等教育段階においては，新しい時代に求められる資質・能力の育成に向けた新学習指導要領の円滑な実施や学校における働き方改革の実現を目指し，学校指導体制・指導環境の整備を図る必要がある。特に，子供をめぐる教育課題に学校が適切に対応していくためには，その指導・運営体制を効果的に強化するとともに，地域住民との連携，協働を含めた学校運営の改善を図ることが重要である。

○　そのため，適正な勤務時間管理の実施，業務の役割分担・適正化を進めつつ，平成 29（2017）年の義務標準法改正による基礎定数化[72]を着実に進めるとともに，予算の裏付けのある教職員定数の中期見通しを策定し，専門スタッフ・外部人材の活用などを推進すること等も通じて，「チーム学校」を実現していくことが必要である。

○　また，学校施設は，児童生徒等の学習・生活の場であるとともに，地域コミュニティの拠点でもあり，災害時には避難所ともなることから，その

72 義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第５号）により，従来加配で措置されてきた①障害のある児童生徒への特別の指導（通級による指導），②日本語能力に課題のある児童生徒への指導，③初任者研修，④指導方法工夫改善加配（一部）の教員について，基礎定数化（①～③については，平成 29（2017）～38（2026）年度の 10 年間で段階的に実施。）。